

「西越魚道第2号委託・沢田魚道第2号委託・嘉沢魚道第2号委託」の  
公募についての公告

青森県農業農村整備関連業務公募型企画競争事務取扱要領に基づき、下記のとおり実施者を公募します。

令和4年7月11日

三八地域県民局長

記

1 業務名

西越魚道第2号委託・沢田魚道第2号委託・嘉沢魚道第2号委託

2 業務の目的及び概要

(1) 目的

本業務は、熊原川魚道整備推進協議会の運営に係る業務を行うものである。

(2) 概要

魚道整備推進協議会運営業務 一式

3 応募資格及び応募要領

別添応募要領参照

4 契約の締結について

本業務に係る契約は、別に定める応募要領により特定された契約候補者と契約の協議が整い次第締結することとします。

5 その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領をご参照の上、必要に応じ6の「応募・照会等窓口」にご照会ください。

6 応募・照会等窓口

〒039-1101 青森県八戸市大字尻内町字八百刈 20-3

三八地域県民局地域農林水産部

TEL : 0178-27-1288 FAX : 0178-27-1939

担当者 水利防災課 工藤、大里

「西越魚道第2号委託・沢田魚道第2号委託・嘉沢魚道第2号委託」応募要領

1 業務名

西越魚道第2号委託・沢田魚道第2号委託・嘉沢魚道第2号委託

2 業務の目的

本業務は、熊原川魚道整備推進協議会の運営に係る業務を行うものである。

3 業務の内容

別添特記仕様書のとおり

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年2月28日（火）までとする。

5 応募資格

公募に応募できる者は、次の(1)及び(2)の双方に該当する者とする。

(1) 対象者

民間事業者、独立行政法人、認可法人及び民間団体（公益法人を含む。）のいずれかに該当する者

(2) 参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第3条第2項各号に掲げる業種について、同規則第5条の規定による認定を受けた者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成13年4月1日施行）に規定する資格を有する者（企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登載されることが見込まれる者を含む。）、または、令和04・05・06年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること。（企画提案書提出期限までに競争参加資格の登録が見込まれる者を含む。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号）等に基づく知事の指名停止の措置を、参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

エ 県内に本店または支店を有していること。

## 6 参加表明書に関する事項

(1) 本業務の受託を希望する者は、様式第1号「参加表明書」に競争入札参加資格の認定結果の通知書の写しを添えて12の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること。(提出期間内に必着のこと。)

### (2) 提出期間

令和4年7月12日(火) から 令和4年7月21日(木) まで  
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで

## 7 企画提案書の作成、提出等

(1) 6の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書等を作成するものとする。

なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

ア 過去10年間における同種業務の実績(企画提案書様式2)

前年度から過去10年間における3に示す業務内容と同種業務の実績を記載する。

イ 配置予定管理技術者の能力(企画提案書様式3)

配置予定管理技術者の保有資格状況、同種業務の経験、継続教育の取組状況について記載する。

ウ 見積書(積算内訳)(企画提案書様式4)

本業務に係る見積書(積算内訳)を作成する。

### (2) 提出方法

様式第2号により、作成した企画提案書を12の「応募・照会等窓口」に持参または郵送により2部(正1部、副1部)提出すること。(提出期間内に必着のこと。)

ただし、提出する企画提案書は、1者につき1点に限る。

### (3) 提出期間

令和4年7月12日(火) から 令和4年7月26日(火) まで  
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで

## 8 企画提案書を特定するための評価基準

(1) 応募資格の有無

(2) 企画提案書の内容の適切性(「別添資料」参照)

ア 過去10年間の同種業務の実績

イ 配置予定管理技術者の能力

ウ 業務費の妥当性(見積書による。)

## 9 契約候補者の特定等

- (1) 契約候補者の特定にあたっては、県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会において、提出された企画提案書を8の評価基準に基づいて審査のうえ本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は、非公開とする。
- (2) 審査結果は、令和4年7月29日(金)までに企画提案書を提出した者に通知(様式第3号)する。
- (3) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日(以下「休日等」という。)を除く。)以内に三八地域県民局長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面(様式任意)により説明を求めることができる。

### ア 受付窓口

〒039-1101 青森県八戸市大字尻内町字八百刈 20-3

三八地域県民局地域農林水産部

TEL : 0178-27-1288 FAX : 0178-27-1939

担当者 水利防災課 工藤、大里

### イ 受付時間

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで

- (4) 三八地域県民局長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内(休日等を除く。)に書面により回答する。

## 10 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加表明書及び企画提案の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (5) 受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (8) 契約締結後、本業務で取得した著作権については、三八地域県民局長が継承す

るものとする。

(9) 応募要領に関する質問がある場合は、令和4年7月26日(火)までに、書面(様式任意)により、12の「応募・照会等窓口」に提出すること。

#### 11 契約等

(1) 本業務に係る契約限度額は、2,156千円程度(消費税及び地方消費税を含む。)を想定している。

(2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が整い次第、三八地域県民局長と企画提案書の見積書の金額で締結する。

ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

#### 12 応募・照会等窓口

〒039-1101 青森県八戸市大字尻内町字八百刈 20-3

三八地域県民局地域農林水産部

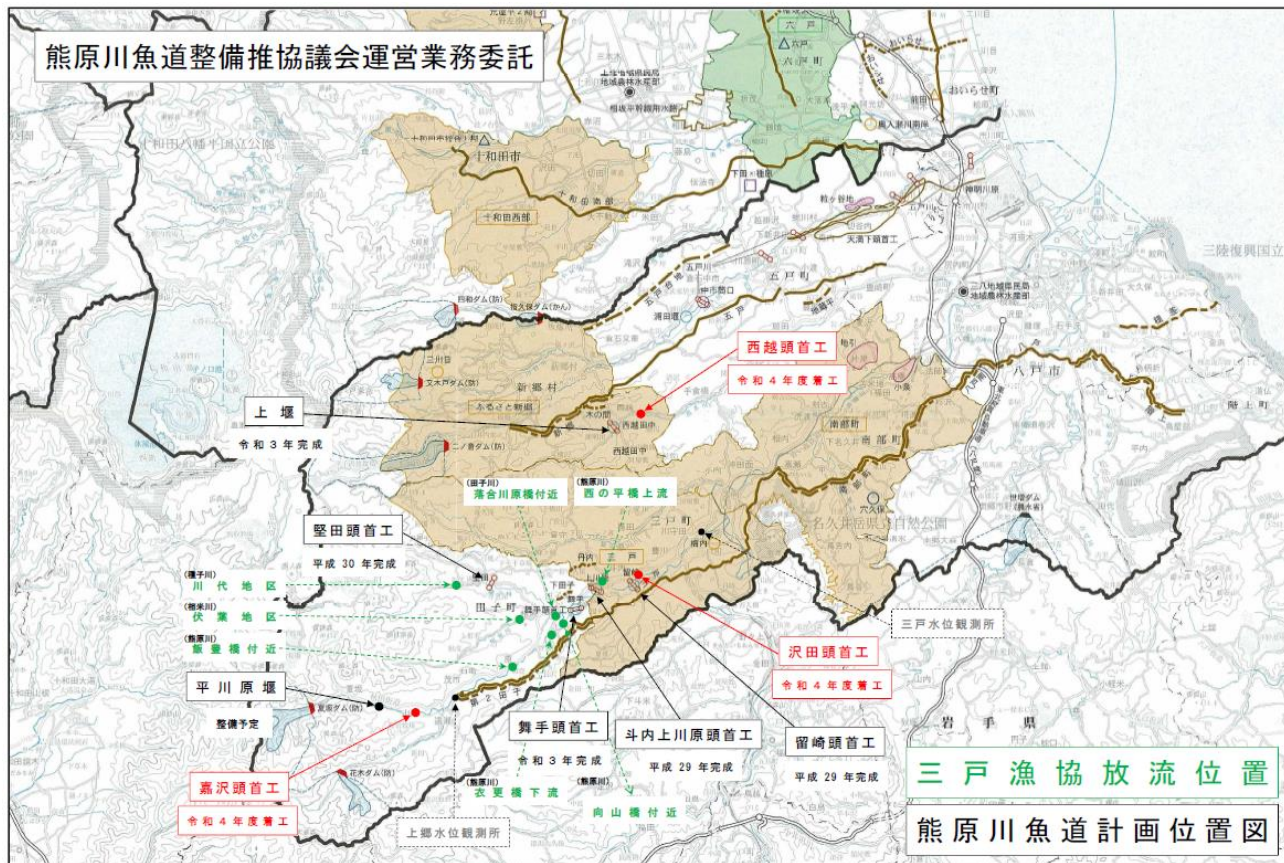
TEL : 0178-27-1288 FAX : 0178-27-1939

担当者 水利防災課 工藤、大里

(別添資料)

## 本地区の概要等

1 本業務場所は次のとおりである。



この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1の地形図を使用したものである。

2 本業務の特記仕様書は次のとおりである。

業務番号：三県局農水（整委）第25号

業務名：西越魚道第2号委託・沢田魚道第2号委託・嘉沢魚道第2号委託

業務場所：三戸郡新郷村大字西越 地内外

業務期間：契約締結日の翌日から令和5年2月28日まで

# 魚道整備推進協議会運営業務 特記仕様書

## 第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本業務は、農村整備設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特記仕様書によるものとする。

(目 的)

第2条 本業務は、県営西越地区、沢田地区及び嘉沢地区農業水利施設魚道整備促進事業に係る熊原川魚道整備推進協議会の運営業務を行うものである。

(場 所)

第3条 業務場所は、三戸郡新郷村大字西越地内外で、別添位置図に示すとおりである。

(業務概要)

第4条 本業務における業務の概要は、次のとおりである。

項 目	内 容
魚道整備推進協議会運営業務	・熊原川魚道整備推進協議会運営業務 一式

(一般事項)

第5条 委託契約書と共通仕様書に記載されている以外の一般事項は、次のとおりである。

- 1 本業務の目的をよく理解し、必要な調査を積極的に行うこととする。
- 2 業務実施の順序、方法等は、調査職員と緊密な連絡をとり、業務の円滑な進捗を図るものとする。
- 3 業務に従事する管理技術者は、対象業務に十分な経験を有した者でなければならない。
- 4 業務の内容に著しい変更があった場合は、発注者と受注者の協議の上、契約内容の変更を行うこととする。

(管理技術者)

第6条 管理技術者は、共通仕様書の規定によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	農業部門	農業土木、農業農村工学

	総合技術監理部門	農業土木、農業農村工学
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木部門	
博士	農学	

## 第2章 業務条件

(基本条件)

第7条 本業務における業務の基本条件は、次のとおりである。

項目	内容
熊原川魚道整備推進協議会運営業務	熊原川魚道整備推進協議会を開催、運営する。

(参考図書)

第8条 本業務の参考とする図書は、共通仕様書に示す参考図書のほか、次のとおりである。

名称	編者・著者・発行所	制定(改定)年月
よりよき設計のために「頭首工の魚道」設計指針	公益社団法人農業農村工学会	平成26年3月

(貸与資料)

第9条 甲の提示する貸与資料は次のとおりである。

貸与資料名	部数	備考
熊原川魚道整備推進協議会資料	各1部	第1～12回

(参考図書および貸与資料の取り扱い)

第10条 第7条、第8条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料等の取扱いは次のとおりである。

- 1 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や解釈に疑義が生じた場合は、調査職員と協議する。
- 2 参考図書は最新版を用い、業務中に改定された場合には、調査職員と協議する。
- 3 貸与資料は原則として、第1回打合せ時に一括貸与するものとし、調査職員からの請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。



### 第3章 業務内容

(業務の項目及び内容)

第11条 本業務における業務項目及び内容は、次のとおりである。

項目	内容	数量	備考
1 事前説明	協議会開催前の委員への内容説明	一式	教授級2名の謝金 <sup>※1</sup> を含む
2 日程調整、開催通知等	協議会開催日の調整、会場手配、通知文書の作成・送付	一式	
3 協議会資料作成	貸与資料の内容把握や情報収集等により、協議会で検討する資料を作成	一式	
4 協議会開催	会場設営、資料準備、後片付け	一式	教授級2名、准教授級3名の謝金 <sup>※1</sup> 教授級2名交通費 <sup>※2</sup> を含む
5 議事録作成	テープ起こしによる議事録の作成	一式	
6 意見等取りまとめ	委員会で出された意見等の取りまとめ	一式	

※<sup>1</sup>謝金は大学教授級(7,400円/時間)、准教授級(5,900円/時間)で、1.5時間/回×2回分

※<sup>2</sup>交通費は弘前駅～八戸駅のJR運賃(1往復分)で、新幹線指定席を含んだ費用

(業務の留意点)

第12条 業務上の留意する点は、次のとおりである。

- 1 過去の議事録からこれまでの経緯や検討結果を十分把握した上で、設計指針等を念頭において作業を進めること。
- 2 委員の日程調整や会場の確保など、委員会及び協議会開催に向けた事前準備を計画的に行い、円滑な運營業務に努めること。

### 第4章 打合せ

(打合せ)

第13条 共通仕様書第1-10条の打合せ時期及び回数等については、次のとおりとする。

項目	作業段階	回数	内 容
設 計	業務着手前	1 回	・ 基本的事項や業務計画等について打ち合わせる。
	中間打合せ	2 回	・ 協議会の開催内容等について打ち合わせる。
	報告書原稿 作成段階	1 回	・ 成果物の取りまとめ方について打ち合わせる。

## 第5章 成果品

(成果品)

第14条 提出すべき成果品及び提出部数は、次に示すものとする。

成果品名	内 容	規 格	部数
業務報告書	協議会資料、議事録、意見取りまとめ 他	A4版	2部
電子成果品	業務報告書を電子ファイル化したもの全て(図面、写真データを含む)	CD-R又はDVD-R	2部

(成果物の装丁等)

第15条 成果物の装丁等は、次によるものとする。

- 1 成果物は、できるだけ1冊にまとめること。
- 2 装丁については、パイプ式ファイルとする。
- 3 提出先は、三八地域県民局地域農林水産部(八戸市尻内町字八百刈 20-3)とする。

3 評価基準は次のとおりである。

(1) 応募資格の有無

応 募 資 格	有無	判定基準
1 建設関連業務の競争入札参加資格		1～3のいずれにも該当しない場合は失格
2 物品等の競争入札参加資格		
3 農林水産省競争参加資格(「東北地域」かつ「調査・研究」)		
4 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当		該当すれば失格
5 青森県建設業者等指名停止要領等に基づく知事の指名停止		該当すれば失格

6 県内に本店または支店を有していること		該当しない場合は失格
判 定		

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目	評 価 基 準	評価点
1 技術力評価 (30点)	企業評価〔10点満点〕	
	(1) 同種業種の実績(国・県発注のもの)	
	①過去10年間で5件以上の実績あり	10点
	②過去10年間で1件以上の実績あり	5点
	③過去10年間で実績なし	0点
	技術力評価〔20点満点〕	
	(2) 配置予定管理技術者の保有資格	
	①技術士(農業部門、総合技術監理部門でいずれも農業土木又は農業農村工学)、博士(農学)	7点
	②RCCM(農業土木部門)、農業土木技術管理士	4点
	③上記以外	0点
	(3) 配置予定管理技術者の同種業務経験(国・県発注のもの)	
	①過去5年間で3件以上の実績あり	7点
	②過去5年間で1件以上の実績あり	4点
	③上記以外	0点
(4) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況		
①各団体の目標(推奨)単位数を満たしている	6点	
②各団体の目標(推奨)単位数の半数以上を満たしている	3点	
③上記以外	0点	
	30点×技術力評価得点/技術力評価満点	点
2 価格評価 (70点)	70点×(1-見積価格/予定価格)	点
合 計 (100点)		点

(様式第1号)

番 号  
年 月 日

三八地域県民局長 殿

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

参 加 表 明 書

「西越魚道第2号委託・沢田魚道第2号委託・嘉沢魚道第2号委託」の業務企画に関する提案に参加します。

記

添付書類 : 応募要領5 応募資格に関する証明資料

(担当者) 所属／部署 氏名 電話／FAX E-mail
--

(様式第 2 号)

番 号  
年 月 日

三八地域県民局地域農林水産部長 殿

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

企画提案書の提出について

「西越魚道第 2 号委託・沢田魚道第 2 号委託・嘉沢魚道第 2 号委託」に関する企画提案書を別添のとおり提出します。

記

添付書類 : 企画提案書 2 部 (正 1 部、副 1 部)

(担当者) 所属／部署 氏名 電話／FAX E-mail
--

(様式第3号)

番 号  
年 月 日

〇〇〇〇〇 あて

三八地域県民局地域農林水産部長

企画提案書の審査結果について（通知）

「西越魚道第2号委託・沢田魚道第2号委託・嘉沢魚道第2号委託」に関する企画提案書を審査した結果、契約候補者に特定された《には特定されなかった》ことをご通知いたします。

(担当者)
所属／部署
氏名
電話／FAX
E-mail

(企画提案書様式2)

過去10年間の同種業務の実績

業務名：

会社名：

事業名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】(※調査計画業務の場合、業務内容に応じて設定する。)

- ・実績には、県営以外の農業農村整備事業を含む。
- ・記入は、A4用紙1枚以内とする。
- ・同種業務の実績の取り扱いについて  
同種業務とは
  - ① 事業名が同じで計画手法が確立されている業務。
  - ② 事業名は違うが調査手法等が既存の事業と同様と認められる業務。
  - ③ 新規創設事業であっても、調査方法や計画手法並びに計画書作成や効果算定が既存の業務と同様と認められる業務。
  - ④ それ以外の業務は「実績無し」とする。

(企画提案書様式3)

### 配置予定管理技術者の能力

業務名：

会社名：

#### 1 配置予定管理技術者の資格保有状況

氏名	役職	保有する技術者資格

#### 2 配置予定管理技術者の過去5年間の同種業務経験

氏名	所属・役職	業務名	業務概要	発注機関	履行期間

#### 3 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況

氏名	団体名	目標(推奨)単位	取得単位数

#### 【注意事項】

- ・氏名には、「ふりがな」をふること。
- ・企画提案書の提出者以外の企業等に所属する担当者については、所属・役職欄に企業名等も記載すること。
- ・保有技術者資格には、資格の種類、部門（選択科目）を記載すること。
- ・1～3を併せてA4用紙2枚以内とする。
- ・記載に当たっては、「(別紙1) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について」を参照すること。
- ・団体名には、継続評価制度を実施している団体の名称を記載すること。
- ・取得単位数の証明のため、証明書の写しを添付すること。
- ・資格保有状況の書類について、参加表明書に添付した場合は省略することができる。



(企画提案書様式4)

見積書 (積算内訳)

業務名：

会社名：

区 分	数量	単位	単価	金 額	備 考

【注意事項】

- ・必要に応じて積算参考資料を添付する。
- ・作業項目毎に職種、人員等の内訳を整理すること。

<参考例>

(積算参考資料)

作業区分	職種別人員 (人)							備 考
	技師長	主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員		

(別紙 1)

### 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について

- 1 目標（推奨）単位の単位数及び取得年数については各団体の定めによるものとし、その証明日は前年度末（3月31日）時点とする。なお、証明書の有効期限は1年間とする。  
※「(別紙2) 新型コロナウイルス感染症に係る暫定措置について」参照。
- 2 継続教育は、配置予定技術者の保有する資格の種別、及び継続教育制度を実施している団体の種別に関係なく、定められている目標単位を満たすことにより評価の対象とする。
- 3 下表は、建設系CPD協議会に加入している団体のうち、継続教育制度を実施し目標単位数を定めている団体の目標単位数であるが、他団体の継続教育制度についても評価するものとする。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連 合会	継続学習制度（CPDS）	30 ユニット／年 60 ユニット／2年 90 ユニット／3年 120 ユニット／4年 150 ユニット／5年
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発シス テム（SHASE-CPD）	50 ポイント／年 250 ポイント／5年
建設コンサルタント協会	CPD 制度	50 単位／年
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント／年
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位／年
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位／年
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制度	50CPD 時間／年 150CPD 時間／3年
日本建築士会連合会	建築士会 COD 制度	12 単位／年
日本造園学会	造園 CPD（継続教育）制度	50 単位／年
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位／年
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50 単位／年

(別紙2)

## 新型コロナウイルス感染症に係る総合評価項目の暫定措置について

評価項目「(配置予定技術者の能力) 継続教育の取組状況」について、今年度の暫定措置として、以下のとおり運用します。

証明日を前年度末に限定せず、過去4年間(前年度末から遡った4年間)のうち任意の1年間(例えば、平成31年1月から令和元年12月までなど)に取得した単位(ユニット)数を有効とします。

団体名	継続教育制度	目標(推奨)単位
全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度(CPDS)	30ユニット/過去4年間のうち任意の1年間 60ユニット/過去5年間のうち任意の2年間 90ユニット/過去6年間のうち任意の3年間 120ユニット/過去7年間のうち任意の4年間 150ユニット/過去8年間のうち任意の5年間
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム(SHASE-CPD)	50ユニット/過去4年間のうち任意の1年間 250ユニット/過去8年間のうち任意の5年間
建設コンサルタンツ協会	CPD制度	50単位/過去4年間のうち任意の1年間
地盤工学会	G-CPD制度	50ポイント/過去4年間のうち任意の1年間
土木学会	土木学会CPDシステム	50単位/過去4年間のうち任意の1年間
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD制度	50単位/過去4年間のうち任意の1年間
日本技術士会	技術士CPD(技術研鑽)制度	50CPD時間/過去4年間のうち任意の1年間 150CPD時間/過去6年間のうち任意の3年間
日本建築士会連合会	建築士会CPD制度	12単位/過去4年間のうち任意の1年間
日本造園学会	造園CPD制度	50単位/過去4年間のうち任意の1年間
日本都市計画学会	都市計画CPD	50単位/過去4年間のうち任意の1年間
農業農村工学会	技術者継続教育機構(CPD)	50単位/過去4年間のうち任意の1年間